

腐り切った組織の実態を継続してウォッヂする 第五十三弾

神社本庁再生への道——その十六

最高裁は神社本庁の上告を棄却 「反田中総長勢力」は全力で組織改革に取り組むべし

本紙が追求してきた神社本庁職員の地位保全裁判は、去る四月二十一日、最高裁が上告を棄却する決定を下し、四年半にわたつた裁判は原告である元部長二人の全面勝訴で決着した。後は一日も早い神社本庁の正常化が待られるが、まずは長い裁判を戦い抜いた関係者の労をねぎらいたい。

神社新報に不可解な記事

ところで三月二十八日付の神社新報に、神社本庁の異常さが紙面から滲み出でたような何とも奇妙な記事が掲載された。三月十六日に開催された神社本庁役員会の報告記事であるが、議事の中でも元理事から昨年提訴されていた役員会議事録及び決議書写しの交付請求をめぐる訴訟の経過が報告されたのだ。解りづらい記事だが、特に次の二点を不可解に思つた。その全文を引用する。

元理事からの閲覧請求を神社本庁が拒否したので裁判になつたのだろうが、二つ目の臨時役員会の議事録の件は、副総長と職員の懲戒処分に関する説明や

「元理事からの請求が閲覧と複写から閲覧のみになつたことや、神社等に対して同様の閲覧請求があつた場合の前例となることを避けるため、請求を認諾することとして訴訟が終了し、すでに三月十一日には閲覧に応じた」

のようだ。

さらに、「加えて、小串副総長の辞任」と職員の懲戒処分の報告を議題とした平成二十九年八月の臨時役員会における議事の「その他」が電子データの状態でのみ存在

する。そこで、その最後に出てくるからだ。

その記事とは次の通りだ。役員会における議事の「その他」が電子データの状態でのみ存在し、書類として保管されていないかったことを報告。顧問弁護士の意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

ということである。

藤原 登 (フリーライター)

時役員会において、当時の理事に副総長の辞任と職員の懲戒処分を了承させるために、あたかも「反田中総長勢力」の本丸であり、彼らが共同謀議によって百合丘職員の不正壳却疑惑を探査し、それをネタとした怪文書をバラ撒いて田中総長の追い落としを図つたかのごとく虚偽説明をした、というものだ。いず

れ真相は明らかになるだろうが、「田中総長勢力」の証言をされながら、神社本庁が提出する文書の表現として相応しくないとしあえ伏せなくてはならない内容であるがために、閲覧請求に応じられないのだとしか思えない。何故なら、その内容を匂わせる役員会でのやり取りが、記される。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

ということである。

その記事とは次の通りだ。役員会における議事の「その他」が電子データの状態でのみ存在し、書類として保管されていないかったことを報告。顧問弁護士の意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その表現は穏やかではない。しかし、これが真相なのかどうか、筆者には解らない。それを究明できるのは、そして、その責任を有するのは、神社本庁の現在の理事であり責任役員である。そのためには、むしろ彼らが「反田中総長勢力」と宣言した日本大学では、本年三月、外部有識者を含む委員で構成された日本大学再生会議の答申書

が存在したこと、地に落ちかれていた日本大学が、再生する機会を得たのだ。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本庁が調査報告書の複写を禁じた代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言している三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改

革へ向けた答申書を取りまとめられた。改革の柱として提言してい

いる三項目の一つには、「日本大

学は、今回の重大な不祥事に鑑

ち上がり、決して諦めなかつたのだ。昨年の井ノ口元理事の背任容疑での逮捕も、田中元理

事長の所得税法違反での逮捕も、東京地檢特搜部だけの力に

その支持者の法人運営の場への復帰を、関係組織も含め、断じて認めない」ことが謳われた。

まだ答申段階であり不安な要素も残るが、今後の神社本庁正常化への動きは、様々な形でこの

裁判が確定したのだ。田会長も刑事被告人ではない。

しかし、職員の地位保全裁判に出てこない。だとしたら神社本

院が調査報告書の複写を禁じた

代りに、執行部ではなく代理人が応答するのか疑問に思

うが、確かに「反田中総長勢力」も、後に裁判で神社本

院が多用した「クーデター」も間違なく「反田中理事長勢力」である裁判に關して、法理論な表現として相応しくないとして、担当弁護士とやり取りが続いた。というのが記事の内容で

ある。

そもそも、神社本庁が当事者としての裁判に關して、法理論な意見も踏まへ適切に対処していいく旨の説明もあつた。」

その仮説とは、神社本庁田中執行部は平成二十九年八月の臨時役員会の議事録に対する説明や

メフト部の危険タックル事件の成された日大再生会議が大学改